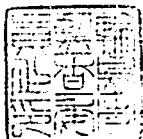


輪島市監査公表第 24 号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、
同条第9項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成25年10月29日

輪島市監査委員 湊 良 作



輪島市監査委員 中 山 勝



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成25年10月18日（金） 土木課、門前総合支所地域整備課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 渕 良作

輪島市監査委員 中山 勝

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成25年度の監査資料（平成25年4月から8月まで）に係る事務事業全般及び平成24年度関連分の監査資料を中心に担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

- 道路ストック総点検事業については、笹子トンネル事故を踏まえ、老朽化により危険が生じているトンネル・橋梁等をはじめ河川、道路等のインフラの総点検を実施し、その後、総点検を踏まえた修繕予定を作成し、計画的な修繕事業を実施することが伺われた。今後においては、点検業務（データ整理等）を効率的・迅速に実施し、少しでも早く事業を着手し維持管理（安全性の確保）に努められたい。
- 各管理委託業務等の随意契約については、おおむね適正に契約されていた。本来は競争入札が基本であるため、契約事務を行うに当たっては、予定価格や、業務内容を精査し（地方自治法施行令第167条の2第1項各号の規定）契約締結をしていただきたい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。